

建設アスベスト訴訟 (大阪訴訟・京都訴訟)

国会通信

関西建設アスベスト訴訟原告団・弁護団
2016年1月22日

国は救済基金の創設を！

本日午後2時、大阪地方裁判所第16民事部（森木田裁判長）は、建設アスベスト被害に対し、国の責任を認める判決を言い渡しました。国の責任が認められたのは、東京地裁、福岡地裁に続く3つ目の判決です。

今回の判決では、国の違法原因としてこれまでにも認められていたマスクの使用義務付けと警告表示の規制権限不行使に加え、初めて、平成7年時点において白石綿（クリソタイト）含む全ての石綿の製造等を禁止すべきであったと判断しました。

他方、一人親方の救済については、認められず、また、企業責任についても共同不法行為の成立を否定しました。これらの点は、絶対に許せません。

本判決をもって、国の責任を認める司法判断の流れは動かしがたいものとなりました。今こそ、国が率先して、建設作業従事者のアスベスト被害を救済する補償基金制度の創設を行なうべきです。

院内集会のご案内

- ★全建総連アスベスト請願署名提出院内集会
日時：2016年1月27日（水）12時～
場所：衆議院第一議員会館「大会議室」
- ★京都陪審報告院内集会
日時：2016年1月29日（金）16時～
場所：参議院議員会館「講堂」
多数ご出席の上、ご挨拶をお願いいたします



本日午後2時、大阪地方裁判所第16民事部（森木田裁判長）は、建設アスベスト被害に対し、国の責任を認める判決を言い渡しました。国の責任が認められたのは、東京地裁、福岡地裁に続く3つ目の判決です。

今回の判決では、国の違法原因としてこれまでにも認められていたマスクの使用義務付けと警告表示の規制権限不行使に加え、初めて、平成7年時点において白石綿（クリソタイト）含む全ての石綿の製造等を禁止すべきであったと判断しました。

命あるうちに解決を！

大阪訴訟の原告は、提訴後4名の原告が亡くなりました。現在被害者19名中13名が遺族です。全国でも毎年建設作業従事者から新たなアスベスト被害が発生し続けています。今こそ「命あるうちに解決早期」に向けて、政治による解決に期待が寄せられています。

一週間後は京都判決！
1月29日（金）午後2時半

京都地方裁判所にて

二度目の責任を認める！

これまでの判決の到達点	対国		対企業
	労働者（違法時期）	一人親方	
横浜地裁	×	×	×
東京地裁	○(S56年～)	×	×
福岡地裁	○(S50年～)	×	×
大阪地裁	○(S50年～) (H7年～)	×	×

建設は最大の被害現場、建設アスベストの被害救済と根絶を！